

2023(令和5)年度 小野学区まちづくり協議会 総会 議案書

付 資料など

日 時 2023(令和5)年4月29日(土) 午後2時～

場 所 小野コミュニティセンター 1階 大会議室

議案

	頁
第1号議案 会長選出	2
第2号議案 2022(令和4)年度 活動報告	2
第3号議案 2022(令和4)年度 会計報告	5
第4号議案 2022(令和4)年度 会計監査報告	5
第5号議案 2023(令和5)年度 構成員・運営委員会(案)	6
第6号議案 2023(令和5)年度 活動方針(案)	8
第7号議案 2023(令和5)年度 予算(案)	9
会則・規約集	10
防犯カメラ設置位置図	13
遣隋使小野妹子「陶板画」	14

第1号議案 会長選出

2023(令和5)年度 小野学区まちづくり協議会会長の選出について

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。役員は総会において構成員の中から選任する。

(1) 会長 1名 ……(以下省略)

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し、会務を統括し、総会および運営委員会を招集して議長となる。 …… (以下省略)

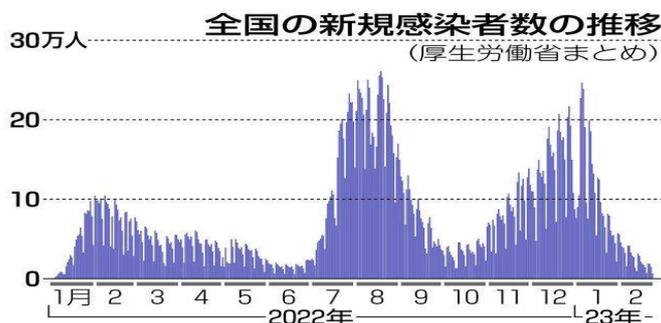
(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠選出の役員任期は、前任者の残任期間とする。

会長



第2号議案 2022(令和4)年度活動報告



2022(令和4)年度の小野学区まちづくり協議会の活動も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けました。各専門部会の参加団体においてはいくつかの活動・事業が中止になりましたが、実施し得た活動も多く、いくつもの感染防止の工夫をした上で実施しました。「人と人のつながり」が少しずつ希薄になる姿を目の当たりにした1年、いや3年でした。

それぞれの地域団体とともに、それらを何とか乗り越えようと努めた1年でもありました。

2022(令和4)年度 活動方針

地域の将来像 みんな元気で 住みつづけたくなるまちづくり

基本方針と目標	地域活性部会	向こう三軒両隣 ひとが繋がるまちづくり 向こう三軒両隣 助け合うまちづくり 住みよい環境を目指すまちづくり 文化的生活を推進するまちづくり
	安心安全部会	安心安全なまちづくり 犯罪被害に遭わないまちづくり 災害に強いまちづくり 交通事故ゼロを目指すまちづくり
	学び・健康・子育て部会	学び ふれあい 支え合う 元気なまちづくり スポーツ・文化活動を通してふれあいあるまちづくり 青少年の健全育成を目指すまちづくり 世代を超えた交流と生涯学習のまちづくり

本年度はまちづくり協議会発足の年であり、3年計画の初年度であります。

この1年、コロナ禍の下ながら、各専門部会は活動を展開し得たと評価できます。

「まちづくり計画 ― 中間まとめ 2022 ― (資料集)」に専門部会の点検結果を用意しました。

地域活性部会は地域諸団体とともに例年にもまして充実した活動をしました。

2022(令和4)年5月28日、念願の「小野学区まちづくり協議会」設立総会を開催しました。それより早く4月1日には「小野コミュニティセンター」の運営業務(パターン1)を開始しました。10月29日には中間報告会をおこないました。

かつてない取り組み、元気づくり事業「まちなか てくてく ハロウィンスタンプラリー」を自治会と地域諸団体の協力を得、丁寧な準備を重ねて実施し、かつ成功裏に終えたことは特筆するに足りるべきごとでした。今後の活動に資するところ大であります。

その他の事業、行事についても熱意と精力を傾けました。琵琶湖一斉清掃をはじめ安全安心事業基金の取り組み、まち歩きウォッチング「歴史講座と歴史散歩」(小野妹子祭協賛)、空地空家対策事業、町内美化、地域猫運動など多様な取り組みを推し進めました。

「統一会費」「統一会計」を協議しました。原則的に今後の方向性として合意しました。困難な自治会もありますが、各自治会の主体的な努力でできることから取り組みを進めることになりました。未来図とともに理解しやすい取り組みのより具体的な青写真の作成が強く求められています。

今後は自治会の引継ぎを含めて、小野学区内の状況や取り組み内容についての理解が途切れなないように努める工夫が要るでしょう。また、自治連合会のまとめにもあるように人材の確保は急ぐべき課題です。それはまちづくり協議会及び参画のすべての団体との共通課題でもあります。

安心安全部会は子どもや高齢者の安全を確保するために迷惑駐車撲滅を目標に掲げて積極的な取り組みを展開しました。自治会もこれに対応して例年以上に熱意をもって議論し、協力しました。自治連としてもそうした現況を大津北警察署に対して理解と対処を強く要望しました。わずかではありますが北署も行動を起こしつつあります。迷惑駐車撲滅の旗を掲げ続けていきます。

残念だったのは3年ぶりに復活実施する防災訓練が前夜からの降雨でグラウンド・コンディションが悪く、中止となったことです。今後、地域一体型のより実的な総合訓練を構築しようとする、まちづくり協議会発足の、出発の年だっただけに惜しくてなりません。

防犯関連も不審者に素早く対応し、徘徊者についても即座に対応しました。残念ながら空き巣被害が発生しました。

自治連と連携の「安心安全事業」については防犯カメラの保守点検、災害備蓄品、防災倉庫の新規設置などを実施しました。5月から青パトを再開できたことは特記しなければなりません。毎年「事業基金」として寄せられる協力金は高額に上ります。中古車とはいえ高額なワンボックス軽自動車を購入できたのはひとえに住民のみなさん及び関係団体の厚意以外にありません。二度と事故を起こさない決意を新たにしました。感謝に堪えません。

国道477号線の4車線化工事が進む中、早くから安全確保のために対策協議会(自治連合会・安心安全部会・所轄の行政)を実施し、いくつもの要望を提示してきました。お陰で、小野学区内の信号機がある交差点にガードポールが設置される運びになりました。

学び・健康・子育て部会は、コロナの影響で事業を中止した例が一部にありましたが、特に社協は工夫を重ね、コロナ対策を徹底し、たくさんある年度計画事業のそのほとんどを実施しました。賛辞をもって評価します。体育祭は当日降雨のため、中止となってしまいました。新たな試みを実施出来ず、惜しいかぎりでありました。しかし体協はその他の計画をほぼ完全に実施しています。これも特筆しておくべきことです。

その他の諸団体の個別的、独自の事業が多くあります。可能な限り実施されました。

文化祭は縮小実施となりましたが、敢えて自治連関係者も出展し、今後の文化祭のあり方を模索し始めています。地域の連携を強めより多くの出展者を募り、交流を一層深める場にしたいものです。

本格化した**コミュニティセンターの運営**については、3名の従事者を採用し(内1名は自治連事務局員)、所期の課題、業務の完遂はできたと思います。住民が窓口業務に当たることにより、利用者団体の日頃の苦情苦言が浮き彫りにもなりました。今後の課題を解決するうえで参考になる貴重な経験となりました。住民の立場に立った市民センターのあり方を拓き始めたと言えるでしょう。窓口を訪れる住民の表情や会話をうかがえば親密な雰囲気を感じ取れます。次年度からは「パターン2」に移行します。従事者が倍増しますが難題が生じるかもしれません。生涯学習の実施とコミュニティセンター全般の管理運営まで業務に含まれます。

まちづくり全体の課題の一つである〈関係団体の協働化〉は元気づくり事業「まちなか てくてく ハロウィンスタンプラリー」や従来からのものを除いてあまり進展が見られませんでした。これもコロナの影響と言えるかも知れませんが、新年度に期待を懸けることができそうです。

第3号議案

2022（令和4）年度 会計報告 決算報告書

会計期間：2023(令和4)年4月1日～2024(令和5)年3月31日

■収入

項 目		予算額	決算額	増 減	摘 要
委託料	大津市業務委託料	2,441,780	2,441,780	0	4. 7. 10. 1月
助成金	大津市（まちづくり協議会運営）	200,000	200,000	0	
助成金	大津市（地域元気づくり事業）	150,000	150,000	0	
雑収入	備品使用料	0	3,000	3,000	プリンター
雑収入	預金利息	0	2	2	
合 計		2,791,780	2,794,782	3,002	

■支出

項 目		予算額	決算額	増 減	摘 要
人件費		2,140,000	2,126,000	-14,000	
通信費		120,000	112,003	-7,997	
公租公課		10,000	7,268	-2,732	
備品費		87,000	138,609	51,609	
消耗品費		130,000	66,147	-63,853	
会議費		19,000	5,052	-13,948	
印刷製本費		84,000	64,776	-19,224	
交通費		0	4,060	4,060	
事業運営費	地域元気づくり事業（ハロウィン）	190,000	171,800	-18,200	
雑 費		11,780	0	-11,780	
合 計		2,791,780	2,695,715	-96,065	

収入-支出	0	99,067	99,067	
-------	---	--------	--------	--

次年度繰越金	99,067
--------	--------

第4号議案

2022（令和4）年度会計監査報告

証拠書類・その他帳票類を精査したところ、適正且合法的に処理されていたことを認めます。

2023年 4月 2日

会計監査

戸嶋 祥路
青木 慶




第5号議案 2023(令和5)年度 構成員(案)

ただし兼任する会長がある場合は 代理 を選任する。

代理

1	小野学区自治連合会会長	近藤慶次郎
2	朝日一丁目自治会会長	岩崎 寛
3	副会長	後藤 忠久
4	副会長	布目 孝一
5	朝日二丁目自治会会長	内田 成康
6	事務局長(副会長)	徳岡 厚
7	湖青一丁目自治会会長	河野 克之
8	副会長	大崎 節子
9	副会長	田中 敬子
10	湖青二丁目自治会会長	藤村 健司
11	副会長	井上 聡
12	副会長	近藤 正實
13	水明一丁目自治会会長	松田 博文
14	副会長	森 孝子
15	副会長	藤井 圭子
16	水明二丁目自治会会長	仲田 伸子
17	副会長	葛城加津子
18	副会長	流郷恵利子
19	小野学区自主防犯推進協議会会長	山本 啓一
20	小野学区自主防災会会長	近藤慶次郎
21	大津北交通安全協会小野支部長	池上 龍雄
22	小野学区社会福祉協議会会長	高野 裕
23	小野地区民生委員児童委員協議会会長	渡邊 尚美
24	小野学区「人権・生涯」学習推進協議会会長	木下 順造
25	小野学区青少年育成学区民会議会長	内田 成康
26	小野学区体育協会会長	山田 洋一
27	小野学区文化協会会長	新田まゆみ
28	小野学区地域女性団体連合会会長	濱奥 真弓
29	小野学区健康推進協議会会長	長久かよ子
30		
31		

庭山 純忠

谷 千種

「運営委員会」名簿(案)

	役 職	氏 名	所属関係団体	備考
役員	会長			
	副会長			
	会 計			
部会長	地域活性部会			
	安心安全部会			
	学び・健康・子育て部会			
会計監査				

事務局

事務局長			

地域の将来像 みんな元気で 住みつづけたくなるまちづくり

計画の期間 2022(令和4)年4月1日～2024(令和6)年3月31日 計画2年度

基本方針と目標

地域活性部会	向こう三軒両隣 ひとが繋がるまちづくり 向こう三軒両隣 助け合うまちづくり 住みよい環境を目指すまちづくり 文化的生活を推進するまちづくり
安心安全部会	安心安全なまちづくり 犯罪被害に遭わないまちづくり 災害に強いまちづくり 交通事故ゼロを目指すまちづくり
学び・健康・子育て部会	学び ふれあい 支え合う 元気なまちづくり スポーツ・文化活動を通してふれあいあるまちづくり 青少年の健全育成を目指すまちづくり 世代を超えた交流と生涯学習のまちづくり

本年度の重点目標

- ① 地域人材の確保
- ② 活動の協働化

— 地域一体型イベントの検討と実施 など —

第7号議案

2023（令和5）年度 予算書（案）

会計期間：2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日

■収入

項 目	前年決算額	予算額	増 減	摘 要	
繰越金	0	99,067	99,067		
委託料	大津市業務委託料	2,441,780	5,664,010	3,222,230	パターン2移行
助成金	大津市（まちづくり協議会運営）	200,000	200,000	0	
助成金	大津市（地域元気づくり事業）	150,000	0	-150,000	補助金なし
雑収入	備品使用料	3,000	0	-3,000	プリンター
雑収入	預金利息	2	2	0	
合 計		2,794,782	5,963,079	3,168,297	

■支出

項 目	前年決算額	予算額	増 減	摘 要	
人件費	2,126,000	4,755,000	2,629,000		
通信費	112,003	114,000	1,997		
公租公課	7,268	15,000	7,732		
備品費	138,609	150,000	11,391		
消耗品費	66,147	80,000	13,853		
会議費	5,052	10,000	4,948		
印刷製本費	64,776	85,000	20,224		
交通費	4,060	10,000	5,940		
講座関係費	0	100,000	100,000	講師謝礼等	
事業運営費	地域元気づくり事業（ハロウィン等）	171,800	300,000	128,200	
予備費	0	344,079	344,079		
合 計	2,695,715	5,963,079	3,267,364		

収入-支出	99,067	0	-99,067	
-------	--------	---	---------	--

次年度繰越金	99,067	0	
--------	--------	---	--

小野学区まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「小野学区まちづくり協議会」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、連携と協働によって地域の課題を解決し、すべての住民が健康で文化的に暮らし、安心して、いつまでも住みつけたい地域づくりを目的とする。

(区域)

第3条 本会の活動区域は、おおむね小野学区内とする。

(構成員)

第4条 協議会は小野学区を活動の拠点とする団体及び事業者、個人で構成する。

- (1) 小野学区自治連合会長
- (2) 小野学区の各自治会長及び副会長
- (3) 小野学区を活動の拠点とする団体の代表
- (4) 小野学区を活動の拠点とする事業者及び個人
- (5) 会長が推薦する小野学区在住の有識者

(事務所)

第5条 本会の事務所は小野コミュニティセンター(大津市湖青1丁目1番地2)に置く。

(事業)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康で文化的に暮らせるまちづくり事業
- (2) 安全で安心して暮らせるまちづくり事業
- (3) 愛着と誇りを持って暮らせるまちづくり事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。役員は総会において構成員の中から選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括し、総会および運営委員会を招集して議長となる。
なお、年度の途中で団体代表者の変更、あるいは新規の入会、退会が生じた場合は、会長が、運営委員会の承認を経て、総会に代えて書面で認めることができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故のあるときは、あらかじめ協議し決定した順位に従ってその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う会計事務を担当する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠選出の役員仕事は、前任者の残任期間とする。

(会計監査)

第10条 本会に会計監査を置く。

- (1) 会計監査は2人とし、構成員以外の小野学区住民より選出する。
- (2) 会計監査は本会の会計監査事務を担当する。
- (3) 任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続3年を越えることはできない。

(事務局)

第11条 本会に事務局を置く。

- (1) 事務局員は、会長の推薦により、構成員の承認をえなければならない。

- (2) 事務局員は、会長の業務を補佐し、記録等の事務を処理する。
- (3) 事務局員は、会議に出席して発言できる。ただし、議決権は持たない。
- (4) 任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 本会の運営にあたり次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門部会

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関で、毎年1回定期総会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は役員の過半数の請求があった場合は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

- 2 総会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
 - (1) 事業計画・事業報告に関する事項
 - (2) 予算・決算に関する事項
 - (3) 会則の制定又は改廃等に関する事項
 - (4) 役員承認に関する事項
 - (5) まちづくり計画の策定又は修正に関する事項
 - (6) 専門部会の報告に関する事項
 - (7) その他、本会の運営に関し必要と認められる事項
- 4 総会を開催できない事情が生じた場合は、書面決議に代えることができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、運営委員会委員の過半数の請求があった場合は、会長が速やかに会議を開催しなければならない。

- 2 運営委員会は、第7条に定める役員と各専門部会長をもって構成する。
- 3 運営委員会は、前条の3項、総会に提議する事項を審議する。

(専門部会)

第15条 本会の活動を促進するため専門部会を設置する。

- 2 専門部会は所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 専門部会は第4条の構成員から選出し、構成する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 専門部会は必要に応じて部会長が召集する。

(経費)

第16条 本会の経費は、補助金、交付金、寄附金などの収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第18条 本会は収支に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第19条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(情報の公開)

第20条 本会の会議録及び会計帳簿については原則として公開する。

(個人情報の保護)

第21条 本会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、別に「個人情報取扱規程」を定め、適正に運用するものとする。

(解散)

第22条 本会の解散は構成員の4分の3以上の議決を必要とする。

(雑則)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会で協議のうえ別に定める。

附則

- 1 この会則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。
- 2 設立初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立した日から令和5(2023)年3月31日までとする。

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、各種活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は構成員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、構成員又は構成員になろうとするものから届出により、個人情報を取得するものとする。

- 2 本会が構成員から取得する個人情報は、構成員名簿作成に必要な、氏名、住所、電話番号のほか、会の運営や活動に必要な項目で、構成員が同意する事項とする。

(同意の取消し)

第5条 構成員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。

- 2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、構成員名簿としてすでに構成員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替えることができる。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 構成員名簿の作成
- (2) 会議等の開催、専門部会等の活動、構成員管理、その他文書の送付など
- (3) その他、会の目的を達成するために必要な活動

(管理)

第7条 収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 構成員は、配布を受けた個々の構成員が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関若しくは県、市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (4) その他、会長が必要と求める場合

附則

この会則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

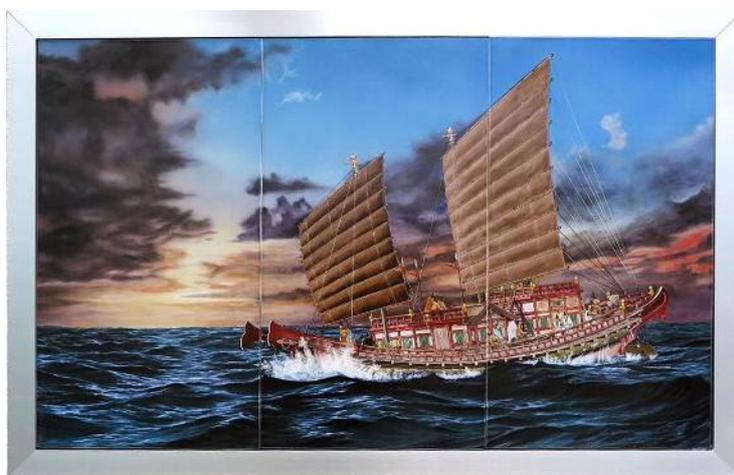
小野学区防犯カメラ設置場所



- はカメラの撮影方向
- ①② H27滋賀県貸与カメラ設置点 ③④⑤ H27小野学区によるカメラ設置点
- ⑥⑦⑧ H28滋賀県貸与カメラ設置点 ⑨ H30 ⑩ R1 小野学区によるカメラ設置点
- ⑪ R1 小野学区による設置なるもR5/3 設置場所を現位置へ移動

参考 例年参画・協力する関係団体や諸事業（中止となったものを含む）

大津市自治連合会・理事会・研修会・意見交換会 / 北西ブロック自治連合会 / 志賀ブロック自治連合会 / 琵琶湖を美しくする運動実践本部 / 琵琶湖市民一斉清掃 / 大津北警察署 / 大津市防犯協会 / 地域安全連絡所代表者研修会 / 小野学区自主防犯推進協議会・青パト出動式 / 大津北警察署防犯連絡協議会・研修会 / 暴力団追放大津地区総決起大会 / 「交通安全地域総ぐるみ運動推進会議」 / 暴力排除推進協議会 / 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民大会 / 「暴力団追放滋賀県民大会」 / 大津市消防局・北消防署・志賀分署 / 大津市消防出初式 / 大津市自主防災会・研修会 / 志賀地区自主防災研修会・情報交換会 / 大津市総合防災訓練 / 小野学区社会福祉協議会・「長寿を祝うつどい」など / 民生委員・児童委員連絡協議会 / 各種団体募金 / 志賀健康いきいき祭 / 小野児童館まつり / 志賀わがまちづくり市民運動推進会議・地域子育て推進協議会 / 比良山麓子ども会議 / 愛のパトロール啓発活動 青少年育成区民会議 / 小野学区「人権・生涯」学習推進協議会 / 人権を考える大津市民のつどい志賀ブロック「秋の集会」 / 人権を考える大津市民のつどい 志賀ブロック / 「人権学習をすすめる市民のつどい」 / 大津市役所いじめ対策推進室 / 大津市北部学区体育団体連絡協議会 / 4学区合同文化祭 / 志賀ブロック地域女性団体連合会 / いきいきサロン・老人会 / 子ども会 / 志賀南幼稚園「学校運営協議会」 / 小野小学校「学校運営協議会」 / 志賀中学校「学校運営協議会」 / 志賀中学校後援会 / 大津北交通安全協会 / 「春の全国交通安全運動」「秋の全国交通安全運動」 / 小野妹子神社大祭・小野神社奉賛会「しとぎ」祭・「遣隋使小野妹子のふるさと和邇」事業実行委員会 / ごみ減量と資源再利用推進会議 / リサイクルフェア / ノーポイ運動・北部ブロック / 大津市北部廃棄物最終処分場運営連絡会 / 男女共同参画をすすめる市民フォーラム / 大津市地域女性団体連合会 / 大津市女性大会 / 志賀ブロック女性大会 / 社会就労センターあおぞら / 和邇すこやか相談所・事例検討会 / 西日本旅客鉄道西日本京都支社 / 比良ゴルフ倶楽部 …… 等々その他 多数



監修 石井謙治 製作 谷井健三

小野駅はJR湖西線の新駅として開業した。京阪電鉄が開発した「びわ湖ローズタウン」の最寄り駅として、京阪電鉄の全額負担で設置された請願駅であった。

この陶板画は、1988年（昭和63年）12月4日、当初小野駅に掲出された。開業を記念して京阪電鉄が信楽の大塚オーミ陶業株式会社で制作して（旧）志賀町に寄贈したものである。開業と同時に小野駅改札口の南側壁面に掲架され、通勤する住民を長い間みつめてきた。画は地元の画家が渾身込めた模写画である。

2017（平成29）年5月15日、JR堅田駅長よりロビー改修工事のため陶板画の処理を依頼され、大会議室に保管することにした。以後、生涯学習課と再掲出について協議を続けた。

2019（令和元）年3月12日、生涯学習課・自治協働課と協議の末、再掲架が決定した。3月20日、小野市民センター入口右壁面に設置した。施工業者は西幸建設である。3月23日、行政財産使用許可申請書〔第30号関係/R2.4.1～R5.3.31〕を提出した。管理者は小野学区自治連合会である。

3月28日、10時、「遣隋使小野妹子祈念 陶板画除幕式」を行った。

なお、この画は、遣隋使船の資料画が現存しないため12世紀の「吉備大臣入唐絵詞」（ボストン美術館所蔵）の遣唐使船をモデルにして書かれている。